



自分の国の事は自分たちで決める！

草莽全国地方議員の会 <http://www.soumou.net>

外国人参政権に反対しています。

外国人参政権って何？

外国人参政権とは、日本に住む外国人に

- ① 市長や知事などの首長や議員になる人を選ぶ、選挙権
- ② 自分が立候補する、被選挙権

この2つの権利を与えるものです。世界では一部で導入されたものの、民族対立問題が激化し、争いが起こっています。現在の**民主党政権**において、次の通常国会に外国人への地方参政権を与えることが検討されており、もしこのまま法案提出された場合には可決される見込みです。

どこが問題なのか。

①選挙権②被選挙権のうち、まずは①選挙権を地方選挙において外国人に与えることが検討されておりますが、地方と国は切り離せるものではありません。地方に住む外国人数を考えれば地方選挙こそが問題になり、我々地方議員がその危険性を訴えています。

日本の政治に外国から内政干渉してください、と言っているようなものです。A国の外国人に参政権を付与したとすれば、祖国であるA国と日本の両方で投票ができるようになってしまいます。

Q 日本に住む外国人だって税金払っているのに参政権ぐらいあげていいじゃないの？

A. 税金はあくまで行政サービスに対する対価であり、税金を払うことと参政権は別です。税金を払っていれば参政権をもらえるなら、消費税を払っている二十歳以下の未成年にも参政権を与えなければおかしい話になります。

Q. 日本国籍がないから選挙権をあげないのは、差別じゃないの？

A. 選挙権はなくとも在日外国人（特に在日朝鮮・韓国人）は外国人のまま日本の国民健康保険や国民年金に加入でき、生活保護も受けられます。本当に参政権がほしいのであれば、帰化し、日本人として生きるのが筋ではないでしょうか。これは区別です。

Q. 地方選挙ぐらい、いいんじゃないの？

A. 地方分権の時代であり、地方こそ生活に密接した政治が行われています。地方といえども、領土問題や在日米軍基地、原子力発電所など、日本の安全保障やエネルギーなど国家運営に関わる問題も地方議会で決められております。だからこそ重要なのです。

皆様へのお願い：この危険性をより多くの方にお伝え頂き、抗議の声を政治家や役所をお願いします。

抗議の声をお願いします！



何があったのか？

民主党・小沢一郎幹事長は、平成21年12月15日、中国のNO. 6に位置する習近平国家副主席（ウイグル大弾圧・虐殺を指揮した人物）と天皇陛下との会見を強引に推し進めました。本来、天皇陛下が外国要人とお会いになられる際には一カ月前までに文書で正式に要請するという「一カ月ルール」があります。これは、多忙極まる天皇陛下のご健康のことに加え、すべての国を平等に扱い、相手国の実情をお調べになって、失礼のないようにお会いしたいとする天皇陛下のご配慮があるからです。このことは、1995年に新党さきがけ（当時の代表幹事は鳩山由紀夫・現首相）、自民党、社会党によってルール化されました。

その一ヶ月ルールを「宮内庁の役人が作ったルール」とうそぶき、さらには「天皇陛下の国事行為は国民が選んだ内閣の助言と承認で行われるのが憲法の理念だ！」と記者会見の場で恫喝したのが、民主党・小沢一郎幹事長でした。

どこが問題なのか？

民主党・小沢幹事長の発言は憲法3条「天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ」を基にしていますが、この国事行為は憲法7条に規定されており、外国に関するものは「9. 外国の大使及び公使を接受すること。」とありますので、大使や公使としての来日ではない中国の習近平国家副主席は該当しません。そして小沢幹事長は内閣の一員でもありません。強引な会見に反対の意見を表した宮内庁長官には、「反対なら辞表をだせ！」という暴言も小沢幹事長からありました。

もっとも問題であることは、中国国内の出世争いの渦中にあるNo. 6の習近平国家副主席を、天皇陛下と会見させることで後押しした事です。つまり、天皇陛下のご存在を、中国共産党内の序列争いのなかに巻き込ませたことになります。

天皇陛下は我が国民の統合の象徴、「権威」であり、政治的な「権力」とは離れたご存在です。それを政治利用し、さらには我が日本を中国の属国に貶めたのが、民主党・小沢幹事長です。

抗議先：首相官邸 03-3595-9988 外務省 03-3580-3311 民主党 03-3581-0101 社民党 03-3580-1171
国民新党 03-3239-4545 小沢一郎事務所 03-3508-7175 小沢後援会事務所 0197-24-3851